

プロバイダ責任制限法検証WG第3回 議事要旨

1. 日時：平成22年12月21日（火）10：00～12：00
2. 場所：総務省11階 第3特別会議室
3. 出席者（敬称略）
 - (1) 構成員
長谷部 恭男（主査）、森田 宏樹（主査代理）、大谷 和子、佐伯 仁志、島並 良、平野 晋、山下 純司、山本 和彦
 - (2) オブザーバ
内閣官房知的財産戦略推進事務局
法務省民事局参事官室
文化庁著作権課
 - (3) 総務省
原口電気通信事業部長、鈴木消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、松井消費者行政課課長補佐、長瀬消費者行政課課長補佐
4. 議事
 - 1 開会
 - 2 議題
 - (1) 関係者からのヒアリング②
 - ・ニフティ株式会社
 - ・日本インターネットプロバイダー協会
 - ・テレコムサービス協会
 - ・インターネットユーザー協会
 - (2) 自由討議
 - (3) その他
 - 3 閉会
5. 議事概要
 - (1) 関係者からのヒアリング②について
ニフティ株式会社から、資料2に基づき説明があった。その後の質疑応答は、概要以下のとおり。
(大谷構成員)
資料2の12ページに、接続ログの保存に関する記載があるが、プロバイダの自社サービスの提供目的のために接続ログを保存している期間は一般的にどの程度か。権利者や被害者は、どの程度の期間であればプロバイダが接続ログを保存していると考えて行動すればよいか。
(ニフティ株式会社)

接続ログの保存について、一般的に目安となるような期間はないと思う。

(森田構成員)

発信者情報開示請求の対象となる接続ログについて、自己の権利を侵害されたとする者から発信者情報の開示請求があり、紛争が想定されるときでも、接続ログが廃棄される場合があるか。

(ニフティ株式会社)

内容証明等で任意の発信者情報開示請求があった場合、社内で発信者情報を開示すべきか否かを検討する際に、請求時点で存在する接続ログを紙に印刷する等してその複製を保存する。接続ログ自体が消去されたとしても、印刷された紙等の複製として接続ログが残るためそれに基づき発信者を特定して意見照会や発信者情報の開示をすることになるのではないかと。発信者情報の開示請求を行おうとする者は、必要が生じた際には速やかに開示請求を行っていただくようお願いしたい。

(森田構成員)

不作為による不法行為責任と間接侵害のような作為による不法行為責任の場合の2類型に分けて考えるとのことだが、間接侵害の場合はプロバイダが権利の侵害主体そのものだという評価になるので別であろうが、不作為による不法行為責任の場合、プロバイダには様々な付加的な機能を提供していることがあり、動画投稿サイトやオークションサイト等を含めてここでは議論をしているのか。すなわち、プロバイダの提供する付加的な機能に応じた別の義務が、プロバイダ責任制限法により制限される責任の範囲を超えて、生じることがあるかないかについてどのように考えるか。

(ニフティ株式会社)

動画投稿サイトの例で、データを保存する機能、保存したデータを検索するような機能等、色々な機能があるが、サービスの類型というよりも具体的な機能があって、それに対してどれほど積極的にプロバイダが関与しているかというところで決まるものだと思う。viacom 対 youtube の判決も調べたが、動画投稿サイトのようなものであっても、本来の機能的にはホスティングプロバイダそのものであると考える。具体的な付加的機能により作為義務の発生の有無や時点が左右されるかどうか、教唆、幫助に相当するかどうかではないか。

次に、日本インターネットプロバイダ協会から、資料3に基づき説明があった。その後の質疑応答は、概要以下のとおり。

(大谷構成員)

資料3の12ページの発信者情報開示請求までの期間について、権利侵害の明白性が疎明されてからの標準処理期間であれば、その設定を検討する余地はあるか。

(日本インターネットプロバイダ協会)

プロバイダは各社ごとにより規模や体制がかなり異なるので、どのプロバイダも一律にこの程度の期間という線引きは困難ではないか。逆に、標準処理期間よりも短い期間で発信者情報の開示ができるプロバイダもありうると思われるが、標準処理期間を設けることが本当にいいのかは検討が必要ではないか。

次に、テレコムサービス協会から、資料4に基づき説明があった。その後の質疑応答は、概要以下のとおり。

(森田構成員)

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害の winny ユーザに対する啓発メールの送付に関して、啓発メールを送ることを目的に発信者情報開示請求することについて、知財事務局のWGでも議論があった。すなわち、プロバイダ責任制限法第4条は、権利行使することを目的として発信者情報の開示を認めているが、啓発メールの送付は直ちには権利行使に該当しないため、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるときという法律の要件を満たさないのではないか。当該啓発メールの送付は、プロバイダ責任制限法とは別個の問題として処理されているとすると、通信の秘密の保護との関係からすれば、この場合には、権利者側に発信者情報を開示するわけではないが、権利侵害を特定するために、一定の通信の秘密にかかわることを扱うので、その処理が必要になってくると思うが、法的な手当てはなくて、自主的な取組みとして今後も支障がないという理解でよいか。

(テレコムサービス協会)

ご指摘のとおり、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策としての啓発メールの送付については、民間による自主的な取組みとして権利者団体とプロバイダで連携して推進している。法的な観点については、プロバイダ責任制限法が直接関係するわけではない。しかしながら、通信の秘密にも十分配慮した上で「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関するガイドライン」を作成し、取組みを推進している。

(山本構成員)

資料4の11ページの発信者情報開示請求権に関する仮処分の在り方についてどのように考えるかに対するご意見で、今後、運用の実態をふまえた自主的な方策を検討することが適切と考えるところがあるが、当事者間で必ずしも解決ができず裁判手続きに至った場合、裁判手続きについてなにかご意見があればいただきたい。

(テレコムサービス協会)

残念ながら、裁判手続きについてまで検討するに至っていない。今後、権利者側を含めて議論することになると思う。

次に、インターネットユーザー協会から、資料5及び口頭により説明があった。その後の質疑応答は、概要以下のとおり。

(長谷部主査)

資料5の5ページにある不快な情報について、何らかの公的な規制ないし自主規制の枠組みを考えるべきであるという趣旨か。憲法学の観点からは、みんなにとって気持ちがいい表現はわざわざ表現の自由を保障する必要はないのであって、色々な人からこの野郎といわれる情報であってはじめて表現の自由を保障する意義があると思う。

(インターネットユーザー協会)

公的な手段で不快な発言を規制するということは考えられないと思う。ご指摘のと

おり、不快な発言を規制することは、表現の自由の弾圧につながることであり、ありえないと理解している。しかし、今後、インターネット上には、当事者が読めば何となく不快という事例がたくさん出てこざるを得ない状況になると思われる。そうなったときに、法律であったり自主規制であったりというよりは、もう少し柔らかな方法が何かないのか、個々人の情報発信を助けていけるような、例えば当事者同士で協議することがハードルが高い場合に、ユーザ向けの分かりやすいガイドラインみたいなものを作っていくというような取組みがあるのではないかと思う。

(森田構成員)

著作権侵害以外の被害者にとって、現在の法律やガイドラインが使いやすいものなのかという点からの検討が必要ではないかのご指摘があったが、具体的なお意見があればお願いしたい。

(インターネットユーザー協会)

良心的なプロバイダであれば特に問題ないが、良心的ではないあるいは海外のプロバイダに対してどうすればよいかという点について、被害者の打てる手が少ないという問題がある。それに対して、どのような対策をするかということは非常に難しいが、例えば電話窓口の設置を義務付ける等色々なことが考えられるが、義務づけるだけの意味があるのかということをしっかり議論する必要がある。実務上、被害者の代表をしている弁護士等が知見を持っているであろうからその意見を伺うのがいいのではないか。

(2) 自由討議

資料6に基づいて、事務局より説明を行った。その後、資料7に基づいて、平野構成員より説明が行われた。

資料6及び資料7に関する質疑応答は、概要以下のとおり。

(長谷部主査)

資料7の15ページで権利侵害を主張する側でフェアユースに該当するかどうかの検討をしなければならぬとのことだが、法律を合憲限定解釈した結果そうになっているということなのか、あるいは合衆国憲法修正第1条に言及しなくても法律自体の趣旨から当然にそのような解釈になるということなのか。

(平野構成員)

法廷意見では合衆国憲法修正第1条まで言及していないと記憶している。DMCAの条文の趣旨からは、権利者なりに権利侵害であるとの確信を抱いてノーティスを発出するという立法上の構造になっている。当然フェアユースも合法的な利用であるから、フェアユースに該当しないかどうかきちんと検討することもノーティスの発出者側の義務の範囲であるという解釈をした。フェアユースに該当するかどうかの検討をしなければ、場合によっては、不実表示(“misrepresentation”)に該当するという解釈である。もっとも、著作権者がフェアユースを審査しないでプロバイダに対して通知をして情報が削除されてしまうと、情報が復活するまでの間、その表現は削除されたままになる。時宜にかなった公表が必要な情報等にとっては発信者側の権利が守られないという問題もある、と法廷意見は述べている。立法者の議

事録によれば、DMCAがなぜできたかという、インターネットの効率性の継続的発展と、インターネット上の役務の多様性と品質の拡大とを確かに行うことにある、とも法廷意見は述べている。つまり、法廷意見では修正第1条に直接には言及していないが、インターネットの表現の自由ということにも関連することと思う。

次に、資料8、資料9、資料10、資料11に基づいて、事務局より説明を行った。資料8、資料9、資料10、資料11に関する質疑応答は、概要以下のとおり。

(佐伯構成員)

プロバイダの刑事責任について、資料として正確なものであろうと思う。また、まとめとしてもこのようなまとめで適切ではないかと思う。プロバイダの刑事責任については、単に違法情報の存在を知ってこれを放置しただけで刑事責任を問われることはないであろう。さらに何らかの積極的な行為を行っている場合にプロバイダは刑事責任を問われるが、では、積極的な行為とはどのようなものか、あるいは、どのような行為であれば刑事責任を問われないのかということについては、まだ刑事裁判例からも学説からも確定的なことはいえないという状況ではないか。したがって、資料8のようなまとめ方にならざるをえないと思う。また、プロバイダが送信防止措置をとった場合に証拠隠滅になるかについて、そもそも構成要件に該当するかということ自体に議論の余地があると思う。プロバイダが違法情報の送信防止措置をとったこと自体で刑事責任を問われることはおそくないであろう。プロバイダが証拠隠滅罪に問われる可能性があるとするれば、意図的に通信記録を削除するとか普通の対応以上の積極的な行為があった場合ということになるかと思う。

(長谷部主査)

資料8、資料9、資料10、資料11についてのご意見やご指摘については、次回のWGでもいただきたい。

(3) その他

次回第4回会合は、1月25日を予定。

以 上